

株式会社イトーキ コーポレートガバナンス 基本方針

第1条 本基本方針の目的

株式会社イトーキ（以下「当社」という。）は、以下の企業理念に基づき、当社が自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、実効性のあるコーポレートガバナンスを実現することを目的として、本基本方針を制定する。

【企業理念「イトーキのわれら」】

- 一、 創業者の旺盛な開拓精神を持ち続けよう
- 一、 あらゆることに創意と工夫をこらそう
- 一、 勤勉と努力を惜しむまい
- 一、 皆で力を合わせ苦難を切り拓いて繁栄を求めよう
- 一、 正しい商道に徹して悔いなき人生を送ろう

第2条 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主の実質的な平等性を確保し、株主総会における議決権など株主の権利が円滑に行使できるよう、迅速かつ積極的な情報開示を行う。また、当社は、全ての株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることはないよう、特に少数株主等に認められている権利行使の確保に努める。

第3条 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、以下の行動規範を遵守することで、ステークホルダーとの適切な協働に努める。

【行動規範】

1. お客様をはじめとする社会とのコミュニケーションを重視し、公正で正確な企業情報を迅速かつ積極的に提供・開示するとともに、各種情報の保護・管理を徹底します。
2. 従業員の人権を尊重するとともに人格・個性と多様性を重視し、一人ひとりが生き活きと働き、能力を最大限に発揮できる制度と環境づくりを推進します。

3. 「人も生き生き、地球も生き生き」する社会の実現を目指し、企業活動のすべての領域において地球環境への負荷の低減を図り、また地域社会と共存共生する企業として、さまざまな社会貢献活動に積極的に取り組みます。

第4条 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、株主を含むステークホルダーからの理解と信頼を得るために、適切かつ信頼性のある企業情報を開示し、経営の透明性を確保することが重要な経営課題であり、必要不可欠であると認識する。そのため、株主を含むステークホルダーにとって重要であると判断される情報については、法令に基づく開示以外の情報についても積極的に開示する。

第5条 取締役会の責務

当社は、執行役員制度を導入し経営責任と業務執行を明確にしており、取締役会にて、会社の持続的成長に向けて日々取り組み、中長期的な企業価値向上に資する企業戦略・経営計画等を決定する。また、取締役や執行役員によるリスクテイクを支える体制を整える。加えて、独立社外取締役を2名以上選任し、独立した客観的な立場から、取締役や執行役員の職務の執行に対する実効性の高い監督体制を構築する。

第6条 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を真摯に受け止め、株主を含むステークホルダーとともに当社を成長させていくことが重要と認識する。そのため、IR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるほか、株主や投資家からの面談要請にも合理的な範囲で積極的に応じる。

第7条 改廃

本基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

平成28年8月29日制定

令和8年6月29日改定